

令和5年度いじめ防止基本方針

松戸市立松戸高等学校

目次

1. いじめ防止基本方針にあたって
2. 基本理念等について（いじめの定義を含む）
3. 学校いじめ対策組織について
4. いじめの未然防止について
5. いじめの早期発見及び相談・通報について
6. いじめを認知した場合の対応について
7. 指導について
8. 重大事態への対応について
9. いじめの解消の判断について
10. 公表、点検、評価等について

1 いじめ防止基本方針にあたって

いじめは、生徒が充実した環境で教育を受け、その個性や能力を伸ばさせながら人格形成を形成していくという当然の権利を奪う行為である。また、その後の生徒の人生に大きな影を落とし、回復しがたい傷を残すことになりかねず、場合によっては命さえ奪ってしまうものである。

この基本方針は、本校生徒の尊厳と権利を守ることを目的とし、全職員の共通理解のもと、地域・家庭、その他の関係機関と連携しながら、いじめ問題の克服に向けて全校をあげ取り組むものとし、いじめ防止対策推進法第13条（学校いじめ防止基本方針）の規定に基づき、松戸市立松戸高等学校いじめ防止基本方針を定める。

2 基本理念等について（いじめの定義を含む）

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人間関係にある者が、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されている。

また、いじめを意図して行った行為ではない場合や、継続して行われた行為でない場合でも、その行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」と、とらえる。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間外れ、集団により無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

本校は、全ての生徒および教職員・保護者が、「いじめはどんな場面でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、以下の基本理念の下に教育実践を行う。また、いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題の対応に当たり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないことをここに誓う。

基本理念

- 1 いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いじめを絶対許さない学校をつくる。
- 2 いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- 3 いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 4 保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

3 学校いじめ対策組織について

本校はいじめ防止の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

【校内委員会】

委員長 校長

委員 教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、相談担当教諭、情報担当教諭、
他生徒指導担当教諭 ※事案により柔軟に編成する。

【校内委員会の役割】

- (1) いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・検証・修正の中核となる。
- (2) いじめの相談、通報の窓口となる。
- (3) いじめに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有を行う。
- (4) いじめに対する組織的対応の中核となる。
- (5) 会議を開催する。
 - ア 定期的に定例会を開催する。
 - イ いじめ事案が発生した場合はすみやかに校内委員会を招集し会議を実施する。

4 いじめの未然防止について

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進し、学校全体で暴力や暴言を排除する。

- (1) 生徒たちが、いじめ問題を自分のこととして考え行動できる仲間づくりに努める。
- (2) 人権教育、道徳教育、特別活動を通して、規範意識や集団での「おもいやり」のある行動について学びを深める。
- (3) 学校生活での悩み解消を図るため、随時、担任や保健室、スクールカウンセラーとの相談ができる環境をつくる。
- (4) 教職員の言動で、いじめを誘発、助長、黙認することのないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に生徒を見つめ、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し改善を図る。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知を図る。
- (7) 各関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

【学校におけるいじめ防止に関する具体的な措置】

- (1) わかる授業の実施及び道徳教育の充実
 - ア 考えさせる授業の展開
 - イ 授業力の向上の推進
 - ウ 法やルールの意義や遵守の理解
 - エ 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感やおもいやり等の道徳性の育成
 - オ 主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成（論理的な思考力）
 - カ 「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし、「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実。
- (2) 豊かな人間関係づくり
 - ア 学級活動や生徒会活動の充実
 - イ 批判的な思考力に立って論理的に判断し行動する、公平性の育成と他者理解力の向上
- (3) いじめ防止教育の推進
 - ア 道徳教育、情報モラル教育等における生徒指導
 - イ いじめ防止対策推進法の周知
 - ウ ネットリーフレットなどの活用による、ネットいじめ防止の啓発
 - エ 生活規律や学習規律の確立
 - オ 「いじめ防止啓発カード」「いじめ防止啓発リーフレット」の生徒への配布と周知
- (4) 生徒会活動を中心とした啓発活動
 - ア いのちを大切にしているキャンペーンの取り組み
 - イ 生徒会でのいじめ撲滅宣言の実施
 - ウ 「なくそう暴力や暴言」キャンペーンの実施

- (5) 教師の人権意識の向上
 - ア 教職員の不適切な言動や黙認することが、いじめを誘発・助長することの共通理解
 - イ 過度の競争意識、勝利至上主義が生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発することへの共通理解
 - ウ 講師等を招いての、教員のネットいじめ対策研修、教員及び保護者への啓発のための研修の必要性の認識

5 いじめの早期発見及び相談・通報について

いじめは、教員、保護者の目の届きにくいところで発生することを踏まえ、学校、家庭、関係機関が全力で実態把握に努める。

- (1) いじめ調査アンケート
 - ア 年3回（5月・10月・2月）実施する。
 - イ 記載内容については、生徒指導部が確認する。
- (2) 定期個別面談の実施及び日常の相談
 - ア 年2回（6月・11月）実施する。
 - イ 日常の学校生活において様子を観察、声をかける。
 - ウ いじめの相談、通報の窓口として、教職員、保健室、スクールカウンセラー等に相談できることを周知する。
 - エ 関係諸機関でも相談できることを知らせる。

【主な相談機関】

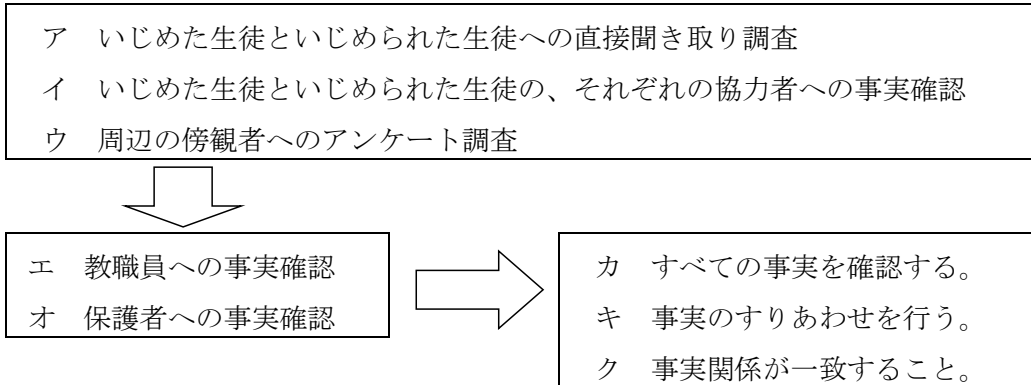
松戸市教育委員会児童生徒課いじめ電話相談	047-703-0602
24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	0120-0-78310
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子供の人権110番	0120-007-110
ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）	0120-783-497

- (3) 保護者との情報共有
 - ア 個別面談にて、必要に応じて保護者と面談（6月と11月の面談週間）を実施する。
 - イ 配布物、電話連絡、保護者会等での連絡を適宜行う。
- (4) 行政や警察等の関係機関との連携
 - ア 教育委員会、松戸市少年センターとの連携をし、問題解決に向けて指導助言等、必要な支援を受ける。
 - イ 電話相談が入った場合は、情報提供を求める。
 - ウ ネットパトロール等の情報提供を求める。

6 いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を発見した時や、生徒・保護者からの申立てがあった場合には、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先とし、迅速にかつ組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため継続的に守る必要がある。

(1) 事実の把握方法



(2) 報告連絡体制

ア 情報の一元化（情報取りまとめ担当者を決める）をはかり、進捗状況について周知する。
イ 聞き取った内容が大筋で一致することが重要である。
ウ 大筋で一致したところで、細部にまで事実の突合せを行い情報を確定する。
エ 事実の把握後、すみやかに管理職に状況を報告する。
オ 保護者に対しても情報を整理し、すみやかに状況を報告する。
カ 触法行為については、外部機関と連携する。

7 指導について

(1) いじめ早期対応における留意事項

- ア いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒、いじめられた生徒を助けようとした生徒を守り通す。
- イ いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒から事情を聴く場合は、他の生徒に気づかれないように場所、時間、呼び出す方法等に慎重な配慮を行う。
- ウ 状況に応じてその後の様子を教職員が見守れるような体制にする。
- エ いじめた生徒から事情を聴く場合は、情報提供者が誰であるかとわからないように配慮することが大切である。
- オ 事実確認においては、当事者だけからではなく、周囲の生徒や保護者などから情報を得て、正確に把握する。保護者の対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- カ 出来るだけ短時間に事実関係を把握するため、組織をもとに複数の教職員で対応し、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。
- キ 発達障害を含む障害のある生徒、LGBT、東日本大震災・原発事故避難生徒へは、適切な対応（配慮）を行う。

(2) 具体的な対応における留意点

- ア 被害生徒に対して
 - (ア) 「秘密を守ること」「最後まで守り抜くこと」を伝える。
 - (イ) いじめられている辛い気持ちを最優先に事情を聴き、共感することで生徒の気持ちを安定させる。
- イ 同保護者に対して
 - (ア) 発覚したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
 - (イ) 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - (ウ) 生徒と同様に辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - (エ) 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ウ いじめた生徒に対して
 - (ア) まずいじめられた生徒の気持ちが最優先されることを理解させてから、詳しい状況や背景について確認をする。（過去にいじめを受けたことがあるなど）
 - (イ) 毅然とした対応をし、いじめが絶対許されない行為であることやいじめを受ける側の気持ちを認識させる。
 - (ウ) いじめられた生徒に対して謝罪する気持ちを導き出し、実際の謝罪の場は、いじめられた生徒の気持ちが優先であることを理解させる。
- エ 同保護者に対して
 - (ア) 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の気持ちを伝え、学校と連携してよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - (イ) 生徒と同様に「いじめが絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢で対応し、事の重大さを認識させ、家庭の指導も依頼する。
- オ 周りの生徒たちに対して
 - (ア) いわゆるいじめの傍観者から状況を聞き、当事者だけの問題にとどめず、学校全体の問題として認識させ、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - (イ) 「いじめが絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、傍観者として見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
 - (ウ) いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

8 重大事態への対応について

(1) 犯罪性のある事象への対応

校内委員会で対応方針、対応措置を協議の上、必要に応じて警察との連携を図るため、原則として事象のレベルの大小に関わらず、早期に市教委、警察への報告、相談や通報を行う。ただし、いじめられた生徒とその保護者の意向を重視して適切に対応する。（市教委、警察への相談、通報、被害届提出等の可否）

(2) いじめの解決指導及びいじめ解消後の対応

解決への指導に際しては、いじめられた生徒とその保護者、いじめた生徒とその保護者の心のケアにも配慮し、必要に応じてカウンセラー、スーパーバイザー等の専門家への相談や協力を要請する。

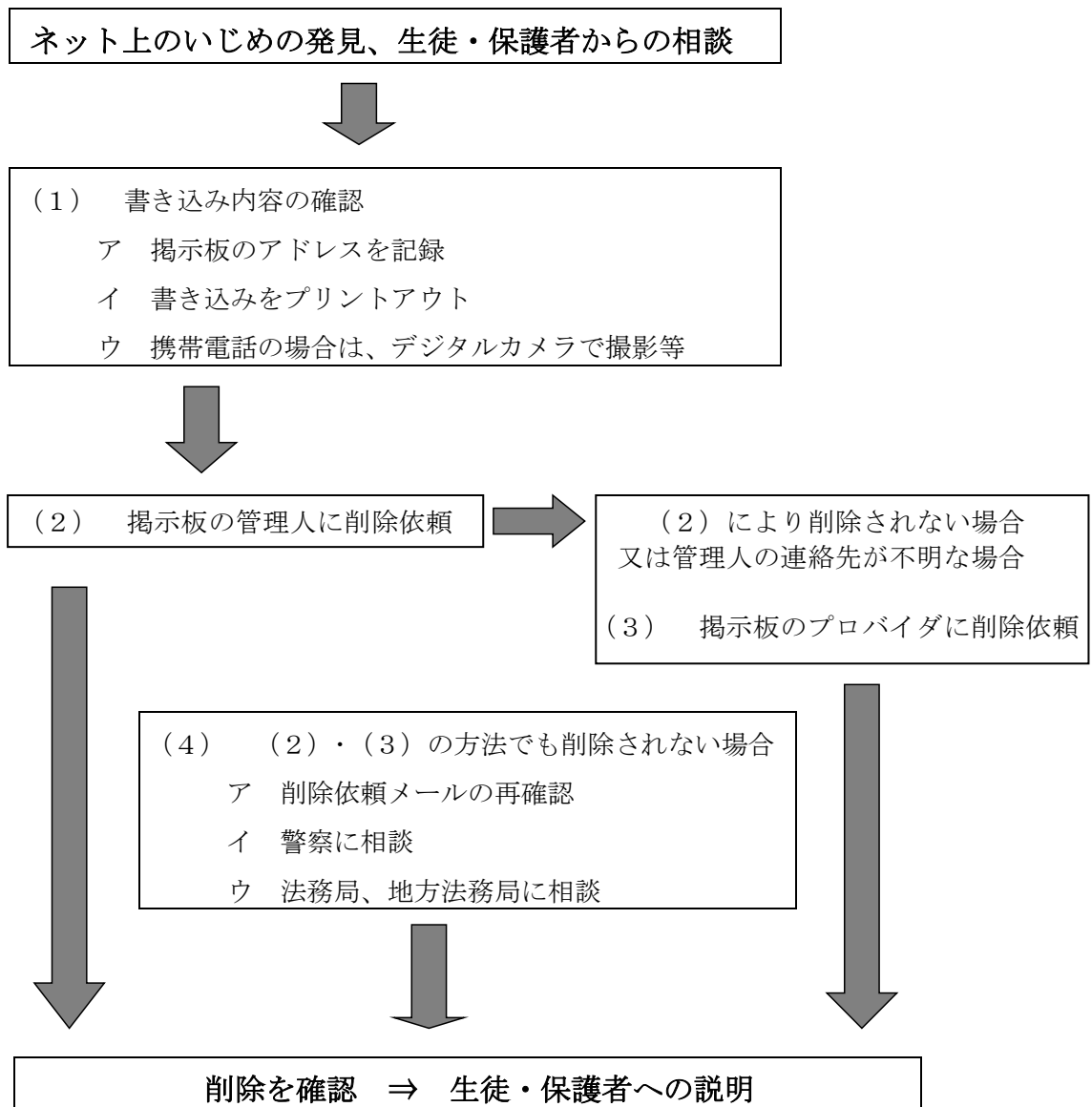
(3) 重大事態への対応

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがある又は相当の期間に渡って欠席を余儀なくされている疑いがある事象では、直ちに市教委、警察へ報告、通報を行う。

(4) インターネットによる事象への対応

警察や県教委のネットパトロールとの連携を図り、いじめにつながる恐れのある「書き込み」の早期発見と早期対応を行う。

【書き込みによる誹謗・中傷の削除の流れ】



9 いじめの解消の判断について

「いじめの解消」の判断については、原則的に3か月を目安に加害行為がやみ、被害者本人や保護者との面談で心身の苦痛を感じていないと確認された状態と定義されている。

(1) いじめ解消の判断

- ア いじめの解消は、指導後3か月を目安に、いじめ防止対策委員会で判断する。
- イ 次の3点を判断材料とする。
 - (ア) 被害者本人との面談
 - (イ) 被害者保護者との面談
 - (ウ) 加害者との面談

(2) いじめ解消における留意事項

- ア いじめ解消後も引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- イ 教育相談や面談などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ウ いじめられた生徒、いじめた生徒の双方にカウンセラーや関係機関の活用を含めて心のケアにあたる。
- エ 記録を共有し、進級などのクラス替え時には引き継ぎを行い、配慮する。

10 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針の点検、公表について

- ア いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- イ 学校のホームページで公表する。

(2) いじめ防止の取組についての評価

- ア 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、生徒、教職員、保護者が評価する。
- イ 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- ウ 評価結果を公表し、生徒、保護者、地域へ周知する。